

日本水上スキー・ウエイクボード連盟

通報相談処理規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 日本水上スキー・ウエイクボード連盟（以下「本連盟」という。）において、暴力、ハラスメント、差別、不正行為、会計不正、選考や審判の不公正、その他の法令・定款・諸規程違反行為等を早期に発見し、是正・再発防止を図るための通報・相談制度（以下「本制度」という。）を整備することを目的とする。

第2条（定義）

1 本規程における「通報」とは、役職員、登録選手、指導者、加盟団体・加盟チーム、審判員、その他本連盟に関係する者（以下「関係者」という。）が、本連盟の活動又は構成員の行為について、法令、定款、諸規程、倫理・社会規範に違反する又はそのおそれがある事実を知り得た場合に、その情報を本連盟に報告する行為をいう。

2 本規程における「相談」とは、通報に至らない段階であっても、当該行為が違反に該当するか否か、または対応方法に関する助言を求める行為をいう。

3 本規程における「通報・相談窓口」（以下「窓口」という。）とは、通報及び相談を受け付ける本連盟が指定する窓口をいう。

4 本規程における「委員会」とは、本連盟のコンプライアンス委員会をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、本連盟の理事、監事、職員、委員、コーチ、審判員、登録選手、加盟団体・加盟チーム関係者、ボランティアその他本連盟の活動に関与するすべての者に適用する。

第4条（通報対象）

1 通報の対象は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 暴力、体罰、ハラスメント、差別、性的搾取、いじめ等の人権侵害行為
- (2) ドーピング、八百長、違法賭博その他スポーツの公正を害する行為
- (3) 会計不正、不正経理、補助金の不正受給、背任・横領その他の不正行為
- (4) 代表選手選考、審判員の任命等における不公正・不当な取扱い
- (5) 定款、諸規程、理事会決議、契約その他内部規範への違反
- (6) 上記に至るおそれのある行為
- (7) その他本連盟の信用・秩序を著しく損なう行為

2 前項各号に関し、行為が違反に該当するか不明な場合であっても、相談又は事前確認として窓口に応じ出ることができる。

第5条（通報・相談方法）

1 通報及び相談は、以下のいずれの方法でも行うことができる。

- (1) 面談による通報・相談
- (2) 書面又は電子メールによる通報・相談
- (3) 電話又はFAXによる通報・相談
- (4) 本連盟ウェブサイト上の専用通報フォームによる通報・相談

2 匿名による通報・相談も受け付ける。ただし、匿名の場合、調査の範囲が限定されることがある。

3 通報者は、面談・電話等の通報・相談に際し、希望すれば対応者の性別を選択することができる。

第6条（通報・相談窓口の設置）

1 通報・相談窓口は、コンプライアンス委員会事務局（以下「事務局」という。）

とする。なお、必要に応じて、外部専門家等に窓口業務の一部を委託することができる。

2 通報・相談窓口の連絡先・受付方法は、本連盟のウェブサイト、SNS、登録関係文書等を通じて常時周知する。

第7条（守秘義務及び情報管理）

1 事務局の担当者、委員会及び調査に関与する者は、通報・相談内容および通報者を特定し得る情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務は、任務終了後も存続する。

3 通報・相談に関する情報は、必要最小限の範囲で共有し、電子データ・記録媒体を適切に管理する。

第8条（不利益取扱いの禁止）

1 本連盟は、通報・相談を理由として、通報者、相談者、協力者等に対し、解任、降格、契約解除、登録抹消、試合出場制限、嫌がらせ等の不利益取扱いを一切行っていない。

2 不利益取扱いが疑われる場合には、委員会は速やかに調査し、是正措置を講じる。

3 本連盟は、通報が正当な行為として保護されることを、研修・教育の場において役職員等に周知徹底する。

第9条（受付・記録）

1 事務局の担当者は、通報・相談を受けた場合、その内容、日時、方法、対応者、通報者（匿名の場合はその旨）を記録し、速やかに委員会に報告する。

2 委員会は、遅滞なく、当該事案を受理、却下又は保留のいずれとするかを決定し、事務局を通じて通報者にその旨を通知する（匿名の場合を除く）。

第 10 条（調査の実施）

- 1 委員会は、通報事案について調査の必要性を審査し、必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、学識経験者等の外部有識者を含む独立した構成員によって調査を行う。
- 2 調査にあたっては、通報者、関係者等から事情聴取、資料・記録・証拠物の確認を行い、必要に応じて専門家の助言を求める。
- 3 当該事案に関与した者、又は利害関係を有する者は調査から除外する。
- 4 調査結果は書面にまとめ、委員会が理事会に報告する。

第 11 条（調査フローおよび基準）

委員会は、以下の原則に従い調査を行う。

- (1) 通報受付 → 内容確認 → 審査（調査要否判断） → 調査実施 → 報告書作成 → 是正・再発防止提案
- (2) 調査対象とする基準は、法令違反、ハラスメント、財務不正、安全確保違反、公正性欠如、その他社会的信用を損なう行為の疑いがある場合とする。
- (3) 調査手続・記録・報告書様式等は委員会内規で定める。

第 12 条（結果の通知・措置）

- 1 理事会は、委員会の報告を受けた後、必要な懲戒、指導、改善命令、再発防止措置等を決定し、実施する。
- 2 可能な限り、通報者に結果の概要を通知する（匿名を除く）。
- 3 再発防止策および改善措置の内容は委員会がフォローアップし、次年度のコンプライアンス計画に反映する。

第 13 条（教育・啓発）

1 本連盟は、本制度の内容、利用方法、不利益取扱い禁止等について、役職員・登録選手等に対して定期的に研修・周知を行う。

2 通報制度は、ウェブサイト等で常時掲載し、関係者が容易にアクセスできるようにする。

第 1 4 条（専門家の関与及び検証）

1 本連盟は、通報制度の運営において専門家の助言が必要となる事項をあらかじめ洗い出し、必要に応じて外部専門家の関与を受ける。

2 本連盟は、少なくとも年 1 回、通報制度の有効性・運用状況を委員会で点検し、必要な改善を行う。

第 1 5 条（記録・保存）

通報受付記録、調査記録、報告書、是正措置結果等の文書は、法令及び理事会の定めに従い適切に保存する。

第 1 6 条（見直し）

本規程は、社会情勢、法令、スポーツ庁・統括団体のガイドラインの改定等に応じ、委員会の提案に基づき理事会の承認を得て改定する。

附則

1 本規程は、理事会承認の日から施行する。

2 本規程施行後、速やかに窓口を指定しウェブサイト等で周知する。